

広島県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大崎上島循環線	豊田郡大崎上島町東野字白水六六二五番一地从先から豊田郡大崎上島町東野字多賀浜一六二二番一九地从先まで	平成二十四年四月五日
	豊田郡大崎上島町東野字前古社谷七四〇番四地从先から豊田郡大崎上島町東野字宮ヶ浜六五六番八地从先まで	
	豊田郡大崎上島町東野字鮎崎五四八二番二地从先から豊田郡大崎上島町東野字鮎崎丁五四八二番五地从先まで	